

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年7月6日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

阿久和小学校 体育館前給水管漏水修繕

2 履行場所

瀬谷区阿久和南4-8-2
横浜市立阿久和小学校

3. 契約日

令和5年6月23日

4. 履行日

令和5年6月23日

5. 契約金額

198,000円

6. 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4-12
三ツ矢設備工業株式会社

7. 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

阿久和小学校体育館前給水管が老朽化により破損し漏水したため、給水管の修繕を実施しました。

8. 契約の相手方の選定理由

水道関係修繕における過去の実績により、迅速で正確な対応ができることから選定しました。

9. 所管

横浜市立阿久和小学校